

「令和3年度 水産業・漁村の動向等に関する年次報告」の概要

令和4年6月
北海道水産林務部

トピックス この1年の出来事

1 ～特集1～赤潮の発生と漁業被害について

令和3年9月、道東太平洋沿岸域の広範囲で赤潮の発生が確認されて以降、ウニやサケが大量にへい死するなど、本道の漁業生産を支える主要な水産物に甚大な被害が生じた。北海道沿岸でこれほどの大規模な赤潮の発生は過去に例がなく、道では、水中カメラ等による被害調査、試験研究機関と連携した赤潮の監視体制の構築や発生を予測する手法の開発のほか、被害を受けた漁場の回復に取り組む漁業者の活動を支援。また、ふるさと納税の代理受付により集まった約3,500万円を関係市町に交付。

2 ～特集2～新型コロナウイルスが与えた本道水産業への影響とその対策

新型コロナウイルス感染症により、外食産業における需要の減退などの影響が引き続きみられた。漁業者や漁協の資金繰りを支援する経営対策や、若手職員が道産水産物の消費拡大に取り組む道産水産物営業プロジェクトチームを立ち上げ、漁協フェア等を実施。

3 令和3年本道の漁業生産（速報）

生産量は、ホタテガイ、イワシ等の漁獲が伸びたことから、前年比3%増の118万トンで、生産額は、新型コロナウイルスの影響を大きく受けた前年と比べて魚価が回復したことから、同28%増の2,589億円となる見込み。

4 魚類養殖について

魚類養殖の事業化の推進に向け、漁業団体など生産者をはじめ、試験研究機関、流通・加工業者などの有識者等を構成員とした「魚類等養殖事業化推進会議」を設置するとともに、令和3年から3カ年の計画でサクラマスを対象とした養殖実証試験に着手。

5 消費拡大に向けた取組について

国内向けには、（一社）北海道全調理師会や量販店と連携し、マイワシ、ブリ、ニシンを対象とした飲食店でのフェアと量販店でのレシピ配布を実施。

国外向けには、シンガポールでのイワシ料理のフェアやオンライン商談会、中国での水産加工品の嗜好調査や展示会出展により、更なる商流構築を促進。

北海道水産業・漁村の概要

漁業・加工業の生産状況や就業者などのデータを用い、水産業・漁村の概要や道の水産政策を紹介。

第1部 水産業・漁村の動向

第1章 世界と我が国の水産業の動向

I 世界の漁業生産

令和2年の世界の漁業生産量（養殖業含む）は前年比0.4%増の2億1,400万トンで、過去最高。

II 国内の漁業生産

令和2年の我が国の漁業生産量（養殖業含む）は前年比0.9%増の418万トン、漁業生産額は前年比10.3%減の1兆2,103億円。

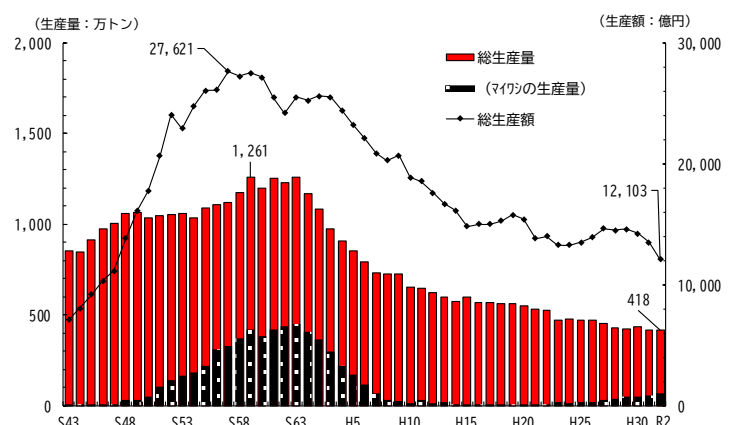
III 水産物の需給

令和2年度の国内消費仕向量は前年比6.2%減の679万トン。我が国の食用魚介類の自給率は前年をやや上回る57%。

IV 水産政策の動向

国では、水産施策の改革に向けて、令和4年3月に水産基本計画を改訂するとともに、国内において違法かつ過剰な採捕が行われる可能性のある魚種について、輸出入品を含めて違法漁獲物の流通を防止するため「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」が令和4年12月1日に施行。

【海面漁業・養殖業生産の推移（全国）】



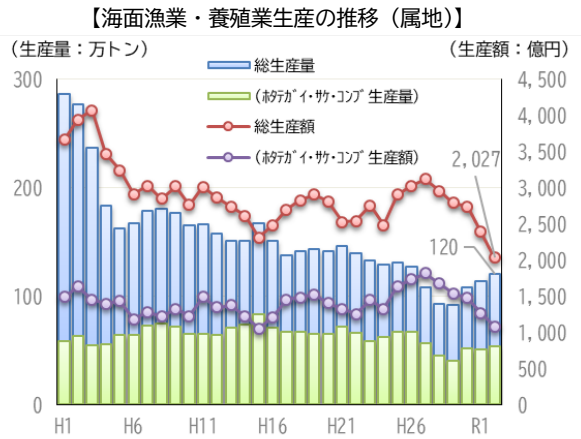
第2章 北海道水産業・漁村の動向

I 水産業の動向

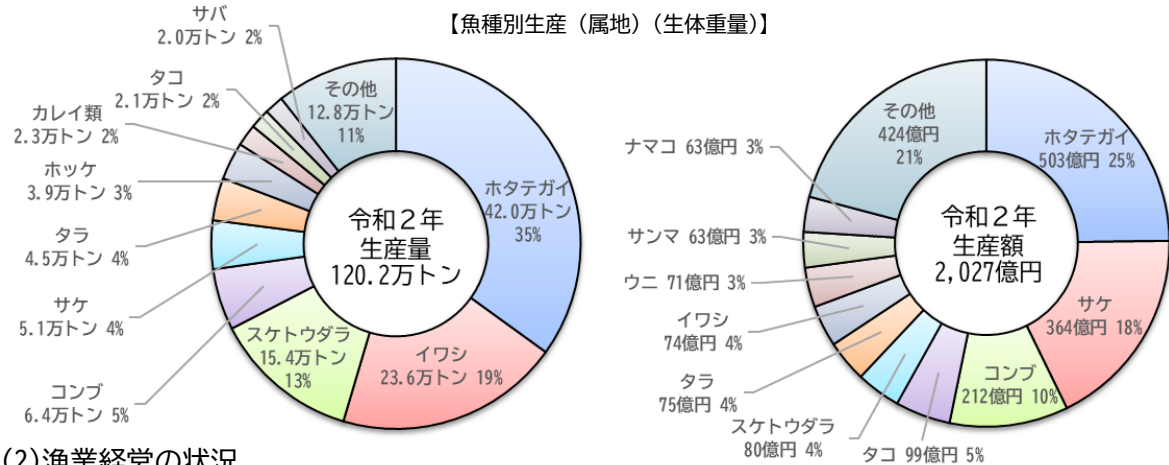
1 漁業の状況

(1) 漁業生産の状況

- 令和2年の本道海面漁業・養殖業の生産量（属地）は、前年比5.6%増の120万2,000トン、生産額は同15.1%減の2,027億円。
- 魚種別では、ホタテガイが生産量で42万トン（全生産量の35%）、生産額で503億円（全生産額の25%）と最多。

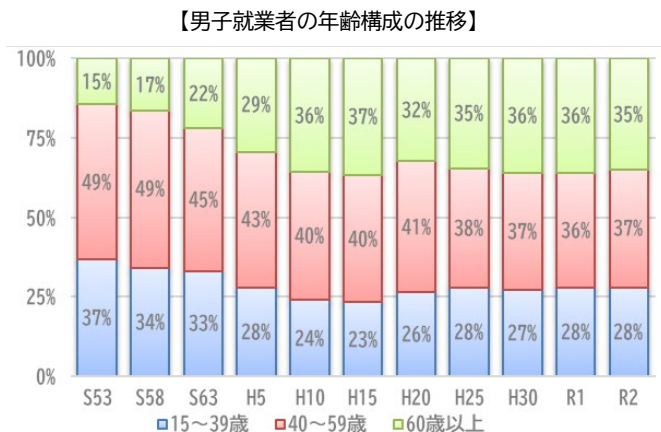
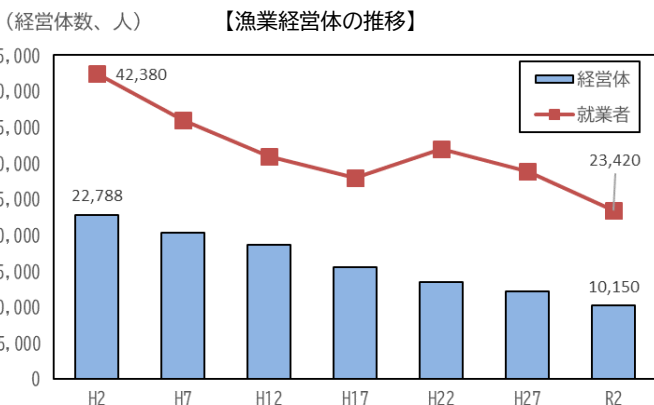


- 各海域の沿海地区漁協組合員1人当たりの生産額は、えりも以西太平洋海域が915万円、えりも以東太平洋海域が1,713万円、日本海海域が947万円、オホーツク海海域が3,085万円であり、海域間で大きな格差。
- 本道周辺海域の主要魚種の資源水準は、スルメイカ、サンマなどが低水準。特定魚種の採捕量の上限を定めるTAC制度や漁業経営安定対策などによる資源管理を実施。
- 令和2年の漁業総生産に占める栽培漁業対象種の割合は、生産量で46%、生産額で59%。今後の水産業の振興に栽培漁業の果たす役割は一層大きくなっていることから、海域の特性に応じた栽培漁業の推進が必要。
- 豊かな生態系の創造と海域の生産力向上を目指し、魚礁・産卵礁の設置、藻場・干潟の保全などに貢献する増養殖場の造成を実施。



(2) 漁業経営の状況

- 令和2年の本道の漁業経営体数は1万150経営体で、前年に比べて470経営体の減少。
- 令和元年の本道の漁労所得は前年比4.4%増の314万円で、本道の農業所得や勤労者世帯実収入を大きく下回る水準。
- 令和2年の本道の漁業就業者は2万3,420人。年齢構成では、男子就業者の35%が60歳以上であり、高齢者の割合が高い状態が継続。
- 漁業研修所においては、漁業技術研修や漁業就業促進に研修等を行うとともに、北海道漁業就業支援協議会と連携し、受入環境の整備の促進など、漁業就業者の確保に向けた取組を実施。



(3)漁業協同組合の状況

- ・ 本道の漁協数は 85 組合で、そのうち沿海地区漁協 70 漁協、組合員数（正准）1 万 5,761 人。令和 2 年度の事業損益が赤字の沿海地区漁協は、全体の 46%にあたる 32 漁協となっており、経営改善に向けた組織・事業体制の見直しなどが必要。

2 水産加工業の状況

(1)加工生産の状況

- ・ 令和元年の本道の水産加工品の生産量は 55 万トン、うち冷凍水産物が 30 万 1,000 トンで全生産量の 55%。

(2)加工業経営の状況

- ・ 令和元年の本道の水産食料品事業所数は 754 事業所、前年から 38 事業所減。

3 水産物の消費流通の動向

(1)流通の動向

- ・ 水産物は未加工の状態では鮮度の低下が速いことから、本道の漁業生産の 6 割が加工食品向けとなっており、道産水産物の多くが加工食品などの形で消費者のもとに届く。

(2)消費の動向

- ・ 令和 2 年の食用魚介類の国内消費の仕向け量は 526 万トン。
- ・ 令和 2 年度の本道における 1 世帯当たりの年間の魚介類支出金額は 8 万 7,000 円。

4 食の安全・安心や消費拡大に向けた取組

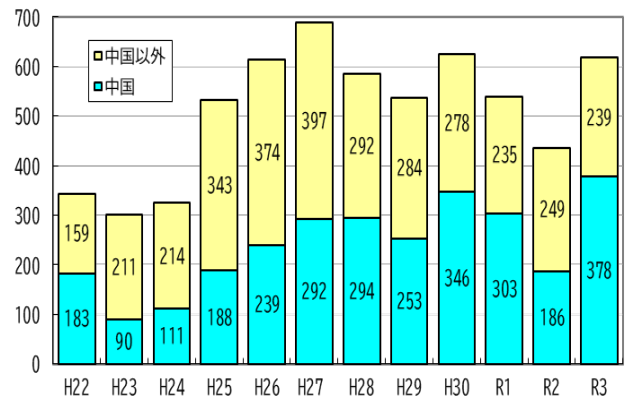
(安心・安全に向けた取組)

- ・ 道産水産物の鮮度保持に必要な技術等の普及や、ホタテガイ等の貝毒検査、海水中の貝毒プランクトンの発生状況のモニタリングを実施。

(消費拡大に向けた取組、道産水産物の輸出の取組)

- ・ 魚食普及、販促活動及び輸出促進の取組を実施。
- ・ 令和 3 年の道内港からの「水産物・水産加工品」の輸出額は、新型コロナウイルスの影響が回復し、617 億円に増加。

【道内港からの水産物・水産加工品輸出額の推移】
(億円)



II 漁村の動向

1 漁村の現状

(1)漁村の現状

- ・ 令和 2 年度の漁港背後集落人口は 17 万 5,000 人で、平成 22 年度に比べて 18%減少。また、65 歳以上の占める割合は 41%と増加し、過疎化や高齢者の多い状態が継続。

(2)漁村の基盤整備

- ・ 快適な就労・生活環境や防災、衛生管理など多様化するニーズに対応した総合的な漁港・漁村の整備を実施。

【屋根付き岸壁を整備した漁港（常呂漁港）】



2 漁村の活性化に向けた取組

(1)海洋レクリエーションの動向

- ・ 海洋レクリエーションの需要が増大し、漁船とプレジャーボート等が協調した漁港や漁場の利用が求められている中、令和 3 年度は全道 243 漁港のうち 95 港（113 地区）でプレジャーボート等の利用が可能。
- ・ 主に漁業者等で構成される水難救難所は、海難事故の救助や災害時の出動など幅広い活動を実施しており、救助活動や事故防止に向けた普及活動などに支援。

(2)地域活動の展開

- ・ 青年・女性漁業者等が、魚食普及や植樹、地域のイベントでの特産品の販売などの地域活動を展

開。漁業者の情報交換や技術向上を目的とした交流等の取組を支援。

Ⅲ 道民理解の促進

水産業・漁村が担う多様な役割について、道民の理解を深めるため、漁業者や道職員等による「出前授業」や「体験学習」等の取組を実施。

【出前授業の様子】



Ⅳ 試験研究等の取組

1 試験研究の取組

(1) 試験研究の体制

- ・ 「地方独立行政法人北海道立総合研究機構」の道内7つの水産試験場が、大学や国立研究所等関係機関と連携を図りながら試験研究や技術支援を実施。

(2) 試験研究の取組

- ・ 水産試験場において、「地域を支える漁業の振興」や「新たな資源の有効活用と高度利用の推進」、「自然との共生を目指した水産業の振興」に関する試験研究を推進。

2 技術普及の取組

道内24ヶ所の水産技術普及指導所・支所において、増養殖・資源管理、加工に関する知識・技術の普及、経営改善指導、後継者の育成など総合的な普及活動を実施。

第2部 令和3年度に講じた施策

第1章 施策推進の基本方向と重点施策

平成30年3月に策定した「北海道水産業・漁村振興推進計画（第4期）」に基づき、施策推進の基本的な5つの方針「海洋環境の変化等に対応した漁業生産の早期回復と安定化」「漁業経営体の収益性向上と人材の育成・確保」「安全で良質な道産水産物の安定供給と消費拡大」等に沿って取組を推進。

令和3年度は、主要魚種の生産低迷と、新型コロナウイルスの感染拡大による水産物の需要の減退や価格の低下などに対応するため「北海道水産業の緊急対策」に基づき対策を推進。「漁業生産の早期回復」、「道産水産物の消費拡大」の項目に加え、新型コロナウイルス対策を重点的に実施。

第2章 水産業・漁村の振興に関して講じた施策

1 栽培漁業の推進

- ・ マツカワやニシンの種苗放流への支援や、「第8次栽培基本計画（令和4～8年度）」の策定等に関する意見交換を実施。
- ・ 漁業生産が低迷している日本海地域の生産向上を図るため、漁場環境の変動に対応したホタテガイやトラウトサーモン等の養殖体制の構築を推進。

2 安定的な水産業経営の育成

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、経営が圧迫される漁業者の資金繰りを支援するため、漁業振興資金の貸付を実質無利子としたほか、コロナ禍の影響で償還が困難な漁業者等に対して漁業近代化資金の貸付金利を軽減する災害指定を実施したほか、赤潮等の影響で償還が困難な漁業者等に対して、漁業近代化資金の償還期限を延長する償還猶予措置を実施。

3 安全かつ良質な水産物の安定的な供給

- ・ 将来のインバウンド需要回復やポストコロナの需要変化に対応できる生産供給体制を構築するため、コロナ禍の影響で在庫滞留及び価格停滞している道産水産物を用いた新しい加工製品の開発や、家庭での消費拡大を図るため、道産水産物を用いたレシピの作成に対して支援。

4 水産物の競争力の強化

- ・ コロナ禍の影響を受けた道産水産物について、生産者団体が実施したインターネットでの料理レシピ動画の配信や雑誌企画と連動したフェアの実施といった道産水産物のPR活動に対して支援。